

# 工事下請契約約款

株式会社 本間組

## (総則)

第 1 条 注文者株式会社本間組（以下「元請負人」という。）と請負人（以下「下請負人」という）は、元請負人が下請負人に注文した注文書及び注文請書記載の工事（以下「この工事」という）について、注文書及び注文請書に定めるもののほか、この工事下請負約款に基づき、図面、仕様書その他の図書（現場説明書及び現場説明に対する質問回答書を含む、以下これらの図面、仕様書及びその他の図書を、「設計図書」という。）及び元請負人の定める見積条件書に従い、各々対等の立場に立って誠実にこの契約（この工事下請契約約款、設計図書及び見積条件書を契約内容を含む）を履行する。

なお、この約款において「発注者」とは元請負人が請け負ったこの工事を含む建設工事を最初に発注した者をいい、「元請工事」とは、元請負人が元請け下請けに関わらず請け負ったこの工事を含む工事をいう。また、この工事において下請負人が締結した下請契約の請負人を「再下請負人」といい、当該下請契約がさらに数次の契約によって行われるときの再下請負人を含む以降の全ての下請負人を「孫請負人等」という。

2 前項の契約は、下請負人が元請負人に注文請書を発した時に成立する。

3 注文書、注文請書、設計図書及び見積条件書に特別の定めのない事項は、すべてこの約款に定めるところによる。

4 第 1 項の設計図書は、元請負人が下請負人に貸与するものとし、下請負人は、工事が完成するなどこれが不用となったときは、速やかに元請負人に返納しなければならない。

## (請負代金内訳書及び工程表)

第 2 条 下請負人は、設計図書に基づく請負代金内訳書、工事計画書及び工程表を作成し、契約締結後速やかに元請負人に提出し、承認を受けなければならない。

2 請負代金内訳書には、健康保険、厚生年金保険及び雇用保険に係る法定福利費を明示するものとする。

3 下請負人は、再下請負人に法定福利費を内訳明示した見積書を提出させ、法定福利費を適正に確保した契約を締結しなければならない。孫請負人等に対してもこれを遵守させなければならない。

## (関連工事との調整)

第 3 条 元請負人は、元請工事を円滑に完成するため、この工事と施工上関連ある工事（以下「関連工事」という。）との調整を図り、下請負人はその指示に従わなければならない。

2 下請負人は、関連工事の施工者と緊密に連絡、調整を図り、元請工事の円滑な完成に協力しなければならない。

## (法令等遵守の義務)

第 4 条 元請負人及び下請負人は、この工事の施工に当たり日本国の法令を遵守しなければならない。

2 元請負人は下請負人に対し、建設業法その他の工事の施工、労働者の使用等に関する法令、監督官公庁の行政指導に基づき必要な指示、指導を行い、下請負人はこれに従わなければならない。

3 下請負人は健康保険法第 4 8 条、厚生年金保険法第 2 7 条又は雇用保険法第 7 条に違反している者と下請契約を締結してはならない。

4 下請負人は孫請負人等にも前 3 項の規定を遵守させなければならない。

## (秘密の保持)

第 5 条 下請負人はこの工事において知り得た施工上の工法、技術、これらに関する情報知識又は営業上の秘密の一切を工事の完成後であっても他に漏らしてはならない。

## (特許権等)

第 6 条 下請負人は、第三者の特許権その他の権利の対象となっている施工方法、工事材料、機械器具などを施工上使用するときは、その使用に関する一切の責めを負う。ただし、元請負人の指図によって使用するものについてはこの限りでない。

2 下請負人は、契約の履行に際して知り得た施工方法など、又は元請負人と共同で開発した施工方法などについて、元請負人の書面による同意を得ないで使用し、又は特許権等の工業所有権を申請し、あるいは第三者をして申請させてはならない。

## (安全・衛生の確保など)

第 7 条 下請負人は、施工に当たり事業者として工事従事者の災害の防止に万全を期す。

2 下請負人は、災害防止のため、元請負人の安全衛生管理の方針並びに安全衛生管理計画を遵守するとともに自ら作業基準を確立し、かつ責任体制を明確にしなければならない。

3 下請負人は、その被用者又は孫請負人等の被用者の業務上の災害補償について、労働基準法第 8 7 条第 2 項に定める使用者として補償引受の責めを負う。なお、労働者災害補償保険（以下「労災保険」という。）の取扱については、注文書、注文請書において次のいずれによるかを定める。

(i) 元請負人が加入する労災保険による。ただし、下請負人若しくはその被用者、又は孫請負人等若しくはその被用者の責めによる労災保険に定める不正支給、故意又は重大な過失による事故などにかかわる徴収金の事業主負担分については、下請負人がこれを負担する。

(ii) 労働保険の保険料の徴収等に関する法律第 8 条第 2 項の定めにより、労災保険法による補償について、下請負人を事業主とする許可を受けた場合は、下請負人が加入する労災保険による。

## (事業内容の報告)

第 8 条 元請負人又は下請負人は、必要があるときは、相手方にその事業経営の内容などについて報告を求めることができる。

## (保証人)

第 9 条 下請負人は元請負人の請求があったときは、金銭保証人若しくは工事完成保証人をたてなければならない。

一、金銭保証人は、下請負人の債務不履行により生ずる損害金につき、連帯してその支払いを行なう。

二、工事完成保証人は、下請負人が工事を完成する事ができない場合に、下請負人に代わって自ら工事を完成する。

2 前項の保証人がその義務を果たさないことが明らかとなったときは、元請負人は下請負人にその変更を求めることができる。

## (書面主義)

第 10 条 この約款の各条項に基づく協議、承諾、通知、指示、催告、請求等は、原則として書面により行う。

## (権利義務の譲渡)

第 11 条 元請負人及び下請負人は、相手方の書面による承諾を得なければ、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させることはできない。

2 元請負人及び下請負人は、相手方の書面による承諾を得なければ、この契約の目的物並びに検査済の工事材料及び建築設備の機器（いずれも製造工場等にある製品を含む。以下同じ。）を第三者に譲渡し、若しくは貸与し、又は抵当権その他の担保の目的に供することはできない。

## (一括委任又は一括下請負の禁止)

第 12 条 下請負人は、一括してこの工事の全部又は一部を第三者に委任し又は請け負わせてはならない。ただし、公共工事及び共同住宅の新築工事以外の工事で、かつ、あらかじめ発注者及び元請負人の書面による承諾を得た場合はこの限りではない。

## (関係事項の通知)

第 13 条 下請負人は、元請負人に対してこの工事に関し、次の各号に掲げる事項を契約締結後遅滞なく書面をもって通知又は、書類を提出しなければならない。

一、建設業の許可業種及び番号

二、現場代理人をおくときはその氏名及び主任技術者の氏名

三、雇用管理責任者及び安全管理者の氏名

四、その他施工上法律でおくことを義務づけられた有資格者などの氏名

五、工事現場において使用する一日当たり平均作業員数

六、工事現場において使用する作業員に対する賃金支払の方法

七、作業員の社会保険加入状況を確認するための資料

八、その他元請負人が工事の適正な施工を確保するため必要と認めて指示する事項

2 下請負人は元請負人に対して、前項各号に掲げる事項について変更があったときは、遅滞なく書面をもってその旨を通知しなければならない。

## (再下請負人の関係事項の通知)

第 14 条 下請負人がこの工事の全部又は一部を第三者に委任し、又は請け負わせた場合は、下請負人は元請負人に対して、その契約（その契約に係る工事が数次の契約によって行われるときは、数次のすべての契約を含む。）に関し、次の各号に掲げる事項を遅滞なく、書面をもって通知しなければならない。また元請負人から求められた場合は必要書類を提出しなければならない。

一、受任者又は請負者の氏名及び住所（法人であるときは、名称及び工事を担当する営業所の所在地）

二、建設業の許可業種及び番号

三、現場代理人をおくときはその氏名及び主任技術者の氏名

四、雇用管理責任者及び安全管理者の氏名

五、その他施工上法律でおくことを義務づけられた有資格者などの氏名

六、工事の種類及び内容

七、請負代金の額

八、工期

九、受任者又は請負者が工事現場において使用する一日当たり平均作業員数

十、受任者又は請負者が工事現場において使用する作業員に対する賃金支払の方法

十一、孫請負人等及びその作業員の社会保険加入状況を確認するための資料

十二、その他元請負人が工事の適正な施工を確保するため必要と認めて指示する事項

2 下請負人は、元請負人に対して、前項各号に掲げる事項について変更があったときは、遅滞なく書面をもってその旨を通知しなければならない。

## (作業所長)

第 15 条 元請負人は、自己に代って元請工事を円滑に完成させるために作業所長をおく場合、その氏名を下請負人に通知しなければならない。作業所長は、工事現場を総括し、下請負人を指揮、監督するとともに、関連工事との調整を図らなければならない。

2 下請負人が、この約款に基づく指示、検査、立会い、承認などを求めたときは、元請負人は速やかにこれに応じなければならない。

3 元請負人は、この約款に基づく検査、立会いなどのため、作業所長に代わり現場監督員をおくときは、その氏名及び権限を下請負人に通知しなければならない。

## (現場代理人及び主任技術者)

第 16 条 下請負人は、自己に代わり工事現場一切の事項を処理し、その責めを負う者として、現場代理人を置く。ただし、工事現場の取締、安全衛生、災害防止又は就業時間など工事現場の運営に関する事項については、作業所長の指示に従う。

2 下請負人は、施工の技術上の管理をつかさどるために主任技術者を置かなければならない。

3 下請負人の現場代理人と主任技術者はこれを兼ねることができる。

## (工事関係者に関する措置請求)

第 17 条 元請負人は、下請負人の現場代理人、主任技術者、その他下請負人が施工のために使用している下請負人、作業員等で、施工又は管理につき著しく不適当と認められるものがあるときは、下請負人に対して、その理由を明示した書面をもって、必要な措置をとるべきことを求めることができる。

2 下請負人は、作業所長、現場監督員が、その職務の執行につき著しく不適当と認められるときは、元請負人に対して、その理由を明示した書面をもって必要な措置をとるべきことを求めることができる。

3 元請負人又は下請負人は、前2項の規定による請求があったときは、その請求にかかる事項について決定しその結果を相手方に通知しなければならない。

**（工事材料及び工用機器）**

第18条 下請負人が使用する工事材料は、作業所長の検査に合格したものでなければならない。また、その品質が設計図書に明示されていないものについては、作業所長の指示を受けなければならない。

2 作業所長は、下請負人が使用する工用機器について適当でないと認めたものがあるときは、下請負人に対してその交換を求めることができる。

3 前2項の検査に係る費用は、原則として下請負人の負担とする。

4 下請負人は、工事現場に搬入した工事材料又は工用機器を工事現場外に持ち出すときは、作業所長の承諾を受ける。

5 下請負人は、前項の規定に拘らず、検査の結果不合格と決定された工事材料又は適当でないと認めた工用機器については、作業所長の指図により遅滞なくこれを引き取らなければならない。

**（作業所長の立会い及び工事記録の整備）**

第19条 下請負人は、調査を要する工事材料については、作業所長の立会いを受けて調査し、又は見本検査に合格したものを使用しなければならない。

2 下請負人は、水中の工事又は地下に埋設する工事、その他施工後外面から明視することができない工事については、作業所長の立会いを受けて施工する。

3 作業所長は、下請負人から前2項の立会い又は見本検査を求められたときは、遅滞なくこれに応じなければならない。

4 下請負人は、設計図書において、見本又は工事写真等の記録を整備すべきものと指定された工事材料の調査又は工事の施工をするときは、設計図書で定めるところによりその見本又は工事写真等の記録を整備し、作業所長の要求があったときは、遅滞なくこれを提出しなければならない。

**（支給材料及び貸与品）**

第20条 元請負人の支給材料又は貸与品は、検査又は試験に合格したものとする。

2 支給材料及び貸与品の受渡し時期は、工程表によるものとし、その受渡し場所は原則として工事現場とする。

3 下請負人は、支給材料及び貸与品を善良なる管理者の注意をもって使用及び保管し、下請負人の故意又は過失によって支給材料又は貸与品が滅失若しくはき損し、又はその返還が不可能となったときは、元請負人の指定した期間内に原状に復し、若しくは代品を納め、又はその損害を賠償しなければならない。

4 下請負人は、支給材料及び貸与品の引渡しを受けたときは、遅滞なく受領書を元請負人に提出しなければならない。

5 下請負人は、支給材料（有償支給材料を除く）が不用となったとき、又は貸与品が使用済となったときは、速やかにこれを元請負人に返却しなければならない。

**（設計図書不適合の場合の改造義務）**

第21条 下請負人は、施工が設計図書に適合しない場合において、作業所長がその改造を請求したときは、これに従わなければならない。ただし、その不適合が作業所長の指示による等元請負人の責めに帰すべき理由によるときは、改造に要する費用は元請負人の負担とし、必要があると認められるときは、元請負人と下請負人とが協議して、工期を変更する。

**（条件変更等）**

第22条 下請負人は、施工に当たり、次の各号の一に該当する事実を発見したときは、直ちに書面をもってその旨を作業所長に通知し、その確認を求めなければならない。

一、設計図書と工事現場の状態とが一致しないこと。

二、設計図書の表示が明確でないこと。（図面と仕様書が交互符合しないこと及び設計図書に誤謬又は脱漏があることを含む。）

三、工事現場の地質、湧水等の状態、施工上の制約等、設計図書に示された自然的又は人為的な施工条件が実際と相違すること。

四、設計図書で明示されていない施工条件について予期することの出来ない特別の状態が生じたこと。

2 作業所長は、前項の確認を求められたとき又は自ら同項各号に掲げる事実を発見したときは、直ちに調査を行い、下請負人に対してとるべき措置を指示しなければならない。

3 第1項各号に掲げる事実が元請負人と下請負人との間において確認された場合において、必要があると認められるときは、工事内容、工期若しくは請負代金額を変更する。この場合、工期又は請負代金額の変更については元請負人と下請負人とが協議して定める。

**（著しく短い工期の禁止）**

第23条 元請負人は、工期の変更をするときは、変更後の工期を建設工事を施工するために通常必要と認められる期間に比して著しく短い期間としてはならない。

**（工事の変更及び中止等）**

第24条 元請負人は、必要があると認めるときは下請負人に通知し、工事内容を変更し、又は工事の全部若しくは一部の施工を一時中止させることができる。この場合において、必要があると認められるときは、元請負人と下請負人とが協議して、工期又は請負代金額を変更する。

**（下請負人の請求による工期の延長）**

第25条 下請負人は、天候の不良などその責めに帰することができない理由や、その他の正当な理由により工期内に工事を完成することができないときは、元請負人に対して、遅滞なくその理由を明らかにした書面をもって工期の延長を求めることができる。この場合における延長日数は元請負人と下請負人とが協議して定める。

2 前項の規定により工期を延長する場合において、必要があると認められるときは、元請負人と下請負人とが協議して請負代金額を変更する。

**（元請負人の請求による工期の変更等）**

第26条 元請負人は、工期を変更する必要があるときは、下請負人に対して工期の変更を求めることができる。この場合における変

更日数は、元請負人と下請負人とが協議して定める。

2 前項の場合において、必要があると認められたときは、元請負人と下請負人とが協議して請負代金額を変更する。

**（賞金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更）**

第27条 工期内に賞金又は物価の変動により著しく請負代金額が不適当となり、これを変更する必要があると認められるときは、元請負人と下請負人とが協議して請負代金額を変更する。

**（臨機の措置）**

第28条 下請負人は、災害防止等のため、必要に応じ臨機の措置をとる。この場合、緊急止むを得ないときのほかは予め元請負人の指示を求めるものとし、そのとった措置の経過を遅滞なく元請負人に通知しなければならない。

2 元請負人は、災害防止等のために必要に応じ臨機の措置を下請負人に要求することができる。この場合下請負人は直ちにこれに応じなければならない。

3 臨機の措置に要した費用について請負代金の増額を必要とするときは、元請負人と下請負人とが協議して定める。

**（一般的損害）**

第29条 工事目的物の引渡し前に工事目的物又は工事材料について生じた損害その他施工に関して生じた損害（この契約において別に定める損害を除く。）は、下請負人の負担とする。ただし、その損害のうち元請負人の責めに帰すべき理由により生じたものについては、元請負人がこれを負担する。

**（第三者に及ぼした損害）**

第30条 この工事の施工について第三者（関連工事の請負人等を含む。以下本条において同じ。）に損害を及ぼしたときは、下請負人がその損害を負担する。ただし、その損害のうち、元請負人の責めに帰すべき理由により生じたもの、及び施工に伴い通常避けることができない事象により生じたものについては、この限りでない。

2 前項の場合その他工事の施工について第三者との間に紛争を生じた場合においては、元請負人及び下請負人が協力してその処理解決に当たる。

**（天災その他不可抗力による損害）**

第31条 天災その他不可抗力によって、作業所長の確認した工事の出来形部分、現場の工事仮設物、現場搬入済の工事材料、又は建設機械器具に損害を生じたときは、下請負人が善良な管理者の注意を怠ったことに基づく部分を除き、元請負人がこれを負担するものとし、その負担額については取片付けに要する費用とともに、元請負人と下請負人が協議して定める。

**（検査及び引渡し）**

第32条 下請負人は、工事を完成したときは、元請負人に通知するものとし、元請負人は下請負人の立会いのもとに遅滞なく完成確認の検査を行う。

2 前項の検査に合格しないとき又は発注者から修補の指示があったときは、下請負人は遅滞なくこれを修補して元請負人の検査を受けなければならない。

3 前2項の検査は、発注者の検査をもってこれに代えることができる。

4 下請負人は、工事が前3項の検査に合格したときは、直ちに工事の目的物を元請負人に引渡しものとし、元請負人は下請負人から工事の目的物引渡しの申し出があった場合は、直ちにその引渡しを受ける。

**（完成前使用）**

第33条 元請負人は、工事の完成前においても下請負人の工事目的物の全部又は一部を使用することができる。ただし、下請負人は必要があるときは、元請負人の同意を得て、その使用中止を求めることができる。

2 前項の場合において、元請負人は、善良な管理者の注意をもってこれを使用する。

**（部分引渡し）**

第34条 元請負人が、工事の完成に先だって引渡しを受けるべきことを指定した部分（以下「指定部分」という。）がある場合において、その部分の工事が完了したときは、第32条中「工事」とあるのは「指定部分に係る工事」と第38条中「請負代金」とあるのは「指定部分に相当する請負代金」と読み替えてこれらの規定を準用する。

**（請負代金の支払方法及び時期）**

第35条 請負代金の支払方法及び時期は、注文書に定めるところによる。

2 元請負人又は下請負人は、やむを得ない場合には、注文書の定めにかかわらず、相手方の同意を得て請負代金の支払いの時期、又は支払方法を変更することができる。

3 前項の場合において、元請負人又は下請負人は、相手方の被った損害の負担について協議して定める。

**（前金払）**

第36条 元請負人が発注者より前金の支払いを受け、この内訳に下請負人の行なう工事の該当箇所のあるとき、又は元請負人が特に必要と認めたときは、下請負人は注文書の定めるところにより元請負人に対して請負代金についての前金の支払いを請求することができる。なお、前金を支払う場合、元請負人は下請負人に対して相当の保証を求めることができる。

**（部分払）**

第37条 下請負人は、作業所長の検査に合格した出来形部分並びに工事現場に搬入した工事材料及び製造工場等にある工場製品に相当する請負代金相当額について、注文書に定めるところにより部分払を請求することができる。

2 元請負人は、前項の規定による請求を受けたときは、注文書に定めるところにより部分払を行う。ただし、下請負人が前金の支払いを受けているときは、前項の請負代金相当額から前払金を控除した額を下請負人に支払う。

**（引渡し時の支払い）**

第38条 下請負人は、工事が第32条（検査及び引渡し）の検査に合格したときは、請負代金の支払いを請求することができる。ただし、引渡しを要する工事にあつては引渡しのときとする。

2 元請負人は、前項の定めによる請求を受けたときは、注文書に定めるところにより請負代金の支払いを行なう。

**（賞金などの立替払い）**

第39条 下請負人又は孫請負人等が工事に係る賃金、材料代金などの支払いを遅延し、又はそのおそれがあるときは、元請負人は、

下請負人の被用者、材料商、孫請負人などからの申出により、これらの賃金等の立替払いをすることができる。

2 元請負人は、前項により立替払いをしたときは、これを下請負人に対する立替金（孫請負人等に代わって立替払いをした場合も下請負人に対する立替金とみなす）として、弁済期到来の有無を問わず、下請負人に対する債務と対当額で相殺することができる。

#### （部分払金等への不払に対する下請負人の工事中止）

第 40 条 下請負人は、元請負人が注文書の定めにもかかわらず前払金又は部分払金の支払いを遅延し、相当の期間を定めてその支払いを求めたにもかかわらず支払いをしないときは、工事の全部又は一部の施工を一時中止することができる。この場合において下請負人は遅滞なくその理由を明示した書面をもって、その旨を元請負人に通知しなければならない。

2 元請負人は、前項の場合において、下請負人がその工事の続行に備え、工事現場を維持し、若しくは作業員、工所用機器等を保持するための費用その他施工の中止に伴う損害を賠償する。この場合において賠償額は、元請負人と下請負人とが協議して定める。

#### （契約不適合責任）

第 41 条 元請負人は、引き渡された工事目的物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）であるときは、下請負人に対し、民法の規定に従い、履行の追完の請求、報酬の減額の請求、損害賠償の請求及び契約の解除をすることができる。

2 前項の規定により元請負人が下請負人に契約不適合の責任を追及することができる期間は、元請工事において元請負人が負う契約不適合責任期間とし、民法第 6 3 7 条第 1 項の規定は、契約不適合責任期間については適用しない。

#### （履行遅滞の場合における損害金）

第 42 条 下請負人の責めに帰すべき理由により工期内に工事を完成することができない場合において、工期経過後相当の期間内に完成する見込みのあるときは、元請負人は、下請負人から損害金を徴収して工期を延長することができる。

2 前項の損害金の額は、元請負人と下請負人とが協議して定める。

3 元請負人の責めに帰すべき理由により、注文書に定める請負代金の支払いが遅れた場合において下請負人は元請負人と協議の上、遅延利息の支払いを元請負人に請求することができる。

#### （元請負人の催告による解除権）

第 43 条 元請負人は、下請負人が次の各号の一に該当するときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

- 一、正当な理由がないのに工事に着手すべき時期を過ぎても、工事に着手しないとき。
- 二、工期内又は工期経過後、相当期間内に工事を完成する見込みがないと明らかに認められるとき。
- 三、安全衛生管理上元請負人に重大な迷惑を及ぼしたとき。
- 四、正当な理由なく、第 41 条第 1 項の履行の追完がなされないとき。
- 五、前各号に掲げる場合のほか、下請負人がこの契約に違反したとき（第 4 条規定の孫請人等の違反を含む）

#### （元請負人の催告によらない解除権）

第 44 条 元請負人は、民法第 5 4 2 条の規定によるほか次の各号の一に該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- 一、下請負人が第 11 条第 1 項の規定に違反して、請負代金債権を譲渡したとき。
- 二、下請負人より引き渡された工事目的物に契約不適合がある場合において、その不適合が目的物を除却した上で再び建設しなければ、契約の目的を達成することができないものであるとき。
- 三、第 48 条又は第 49 条の規定によらないで、下請負人がこの契約の解除を申し出たとき。
- 四、下請負人が差押、仮差押、仮処分、強制執行、保全処分、競売の申立をされたとき、手形・小切手の不渡りを発生させたとき、租税・社会保険料等を滞納したとき、支払不能のとき、破産、会社更生、特別清算、民事再生の申立をし、若しくは申立をされたとき、その他下請負人の信用状態が悪化し、又はそのおそれがあるとき。

#### （元請負人の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限）

第 45 条 第 43 条各号又は前条各号に定める場合が元請負人の責めに帰すべき事由によるものであるときは、元請負人は、前 2 条の規定による契約の解除をすることができない。

#### （元請負人の任意解除権）

第 46 条 元請負人は、工事が完成しない間は、第 43 条及び第 44 条に規定する場合のほか必要があるときは、この契約を解除することができる。

2 元請負人は、前項の規定によりこの契約を解除した場合において、これにより下請負人に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償する。この場合における賠償額は、元請負人と下請負人とが協議して定める。

#### （反社会的勢力の排除）

第 47 条 下請負人又は孫請負人等は、暴力団、暴力団員、暴力団関係者、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標ぼうゴロ、政治活動標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団、その他の反社会的勢力（以下、「反社会的勢力」という）のいずれでもなく、また、反社会的勢力が経営に実質的に関与していないこと、又は反社会的勢力と密接な関係若しくは取引のある法人等でないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約する。

2 元請負人は、この契約の履行期間中において、下請負人又は孫請負人等が、前項の規定に基づく表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明したとき、又は次の各号のいずれかに該当することが判明したときは、何らの催告を要さずに、この契約を解除することができる。

- 一、下請負人が、反社会的勢力であるとき、又は反社会的勢力であったとき。
- 二、反社会的勢力が下請負人の経営に実質的に関与しているとき。
- 三、下請負人が、自社、自己若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって反社会的勢力を利用するなどしているとき。
- 四、下請負人が、反社会的勢力に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど反社会的勢力の維持、運営に協力し、又は関与しているとき。

五、下請負人が、元請負人の名誉や信用等を毀損し、又は毀損するおそれのある行為をしたとき。

六、正当な理由なく第 5 項の規定に違反したとき。

3 下請負人又は孫請負人等は、元請工事の履行に関して反社会的勢力より不当要求又は妨害（以下、「不当介入」という）を受けたときには、断固としてこれを拒否し、又は下請負者をして断固としてこれを拒否させるとともに、速やかに元請負人にこれを報告し、元請負人の捜査機関への通報及び発注者への報告に必要な協力を行うものとする。

#### （下請負人の催告による解除権）

第 48 条 下請負人は、元請負人がこの契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

#### （下請負人の催告によらない解除権）

第 49 条 下請負人は、民法第 5 4 2 条の規定によるほか次に該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

一、第 24 条の規定により工事内容を変更したため、請負代金額が 6 / 1 0 以上減少したとき、又は工事施工の中止期間が 6 ヶ月を超えたとき。

#### （下請負人の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限）

第 50 条 第 48 条又は前条各号に定める場合が下請負人の責めに帰すべき事由によるものであるときは、下請負人は、前 2 条の規定による契約の解除をすることができない。

#### （解除に伴う措置）

第 51 条 工事の完成前にこの契約が解除されたときは、元請負人は、工事の出来形部分及び部分払の対象となった工事材料の引渡しを受ける。ただし、その出来形部分が設計図書に適合しない場合は、その引渡しを受けないことができる。

2 元請負人は、前項の引渡しを受けたときは、その引渡しを受けた出来形部分及び工事材料に相応する請負代金を下請負人に支払う。

3 前項の場合において、前払金があったときは、その前払金の額（第 37 条（部分払）の規定による部分払をしているときは、その部分払において償却した前払金の額を控除した額）を同項の出来形部分及び工事材料に相応する請負代金額から控除する。この場合において、受領済みの前払金額になお余剰があるときは、下請負人は、その余剰額に前払金の支払の日から返還の日までの日数に応じ、年 3 パーセントの割合で計算した額の利息を付して元請負人に返還する。ただし、当該契約の解除が第 46 条第 1 項、第 48 条又は第 49 条の規定によるものであるときは、利息に関する部分は、適用しない。

4 この契約が工事の完成前に解除された場合は、元請負人及び下請負人は第 46 条第 2 項及び本条第 1 項乃至第 3 項によるほか、相手方を原状に回復する。

5 工事の完成後にこの契約が解除された場合は、解除に伴い生じる事項の処理について元請負人及び下請負人が民法の規定に従って協議して決める。

6 下請負人は、第 43 条、第 44 条、第 47 条第 2 項その他下請負人の責めに帰すべき事由によりこの契約が解除された場合（下請負人の破産管財人その他の管財人又は再生債務者等による解除は、これに該当する場合とみなす）、元請負人に対して、請負代金の 1 0 分の 1 に相当する額を違約金として元請人の指定する期間内に支払うものとする。なお、元請負人が被った損害額が違約金の額を超える場合は、その超過額についても賠償するものとし、元請負人は下請負人に対し、損害賠償しない。

7 下請負人が第 43 条、第 44 条又は第 47 条第 2 項の各号の一の事由に該当し、これに伴い元請負人が損害を被ったときは、元請負人がこの契約を解除しない場合においても、下請負人は元請負人にその損害を賠償する。

8 下請負人が第 43 条、第 44 条又は第 47 条第 2 項の各号の一の事由に該当したときは、元請負人に対して負う前払返還金、立替金、違約金、損害賠償金等一切の債務の期限の利益を失い、直ちに元請負人に支払わなければならない。

9 下請負人は、第 48 条若しくは第 49 条の規定によりこの契約を解除したとき、又は元請負人が債務の本旨に従った履行をしないときは、これによって生じた損害の賠償を元請負人に請求することができる。

#### （紛争の解決）

第 52 条 この約款の各条項において元請負人と下請負人とが協議して定めるものにつき、協議が整わない場合その他の契約に関して元請負人と下請負人との間に紛争を生じた場合には、元請負人又は下請負人は、建設業法による建設工事紛争審査会（以下「審査会」という。）のあっせん又は調停により解決を図る。

2 元請負人及び下請負人は、その一方又は双方が前項のあっせん又は調停により紛争を解決する見込みがないと認めたときは、同項の規定に関わらず、審査会の仲裁に付し、その仲裁判断に服する。

#### （情報通信の技術を利用する方法）

第 53 条 この約款において書面により行わなければならないこととされている承諾、通知、催告、請求等は、元請負人の承諾を得た上で、建設業法その他の法令に違反しない限りにおいて、電子情報処理組織を利用する方法又はその他の情報通信の技術を利用する方法を用いて行うことができる。

#### （補 則）

第 54 条 この約款に疑義及び定めのない事項については、必要に応じ元請負人と下請負人とが協議して定める。